

前橋市工事成績評定及び通知公表要領

(目的)

第1条 この要領は、前橋市工事検査規程（平成6年訓令甲第3号）に基づく工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が130万円を超える工事の完成検査とする。ただし、次に掲げる工事は、工事成績評定を省略することができるものとする。

- (1) 主たる工事内容が別に定める工事成績評定を省略することができる工事種別表に掲げるいずれかの工事
- (2) 緊急工事発注に伴う契約事務手続による緊急工事
- (3) 上記(1)及び(2)以外で契約監理課長と協議のうえ、工事成績評定を行わないこととした工事

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、一般監督員、工事担当課長等が指定する係長以上の職にあるもの及び検査員とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、当該工事に係る次に掲げる項目及び細目について行うものとする。

項目	細目
1 施工体制	I 施工体制一般
	II 配置技術者
2 施工状況	I 施工管理
	II 工程管理
	III 安全対策
	IV 対外関係
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形
	II 品質
	III 出来ばえ
4 工事特性	I 施工条件等への対応
5 創意工夫	I 創意工夫
6 社会性等	I 地域へ貢献等
7 法令遵守等	工事事故等による減点 総合評価による減点

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、別表第1の1及び別表第1の2に定める工事成績採点の考查項目別運

用表に基づき、項目別評定点(様式第1号)、細目別評定点採点表(様式第2号)及び工事成績評定書(様式第3号)を作成しなければならない。

- 3 前条に規定する細目の評価は、別表第2に定める細目別評価区分表により行う。
- 4 工事成績は、評定点の合計に応じ、総合評価を次の区分により判定する。

80点以上	75点以上 80点未満	65点以上 75点未満	60点以上 65点未満	60点未満
A	B	C	D	E

- 5 評定にあたっては、「施工体制のチェックリスト」を考慮するものとする。
- 6 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
(評定の時期)

第6条 一般監督員及び工事担当課長等が指定する係長以上の職にあるものは工事が完成したとき、検査員は完成検査を実施したときにそれぞれが評定を行うものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定を行った工事の受注者に、評定結果を工事成績評定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。
(説明請求)

第9条 前2条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して14日(期間の末日が休日に当たるときは、その翌日)以内に、市長に対し評定点について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第10条 市長は、評定結果の通知を受けた受注者から評定内容についての説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明書(様式第5号)により回答するものとする。

(再説明の請求)

第11条 前条の規定による回答を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して14日(期間の末日が休日に当たるときは、その翌日)以内に、市長に対し、書面を提出することにより再説明を求めることができる。

(再説明の請求に対する回答)

第12条 市長は、前条の規定による再説明の請求をする場合は、前橋市工事等成績評定評価委員会設置要領に基づき設置する前橋市工事等成績評定評価委員会の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（様式第6号）により回答を行うものとする。

（評定結果の公表）

第13条 第7条の規定により評定結果を通知したときは、工事成績評定結果（様式第7号）を閲覧による方法により公表するものとする。

- 2 公表については自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。
- 3 閲覧場所は、総務部契約監理課とする。
- 4 閲覧期間は、完成検査時の属する年度及びその翌年度とし、閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。
- 5 別表第3の保存期間は、3年とする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。
 - (1) 前橋市工事成績評定要綱
 - (2) 前橋市工事成績評定通知公表実施要領

附 則

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

工事成績評定を省略することができる工事種別表

工事種別	備考
照明灯、道路反射鏡、防護柵、転落防止柵、区画線、整地、浚渫、溝蓋設置、鉄蓋交換、点字ブロック設置、防草シート設置、消火栓の新設 撤去のみの工事等	
機械設備更新 (空調機、陸上ポンプ、水中ポンプ(付属ケーブルを含む)、弁類等)	機器または盤単体のみを交換する工事(ケーブルの接続、及び据付アンカーの打設を伴う場合も可とする。)
電気設備更新 (開閉器類、変圧器、蓄電池、発電機等)	
制御機器更新 (配電盤・制御盤、インバータ、シーケンサ等)	
計装設備更新 (流量計(専用ケーブルを含む)、水質計器、圧力計、水位計、遠方監視装置、隔測メーター等)	
その他設備機器の更新 (照明器具、消防防災機器、衛生機器、テレメーター、エレベーター機器(電動機、制御盤含む)等)	
機械及び電気設備の分解点検整備	機器の分解点検及び消耗品を交換する工事(複数機器の点検整備も可とする。)

※上記以外の工事が含まれる場合の取扱い

上記に掲げる工事以外の工事が含まれる場合であっても、直接工事費に対する工事費の割合が10%以下かつ50万円以下の場合は、工事成績評定の対象外とする。

例：直接工事費計 500万円 内訳(溝蓋設置460万円、舗装40万円)・・・対象外
直接工事費計 700万円 内訳(溝蓋設置630万円、舗装70万円)・・・対象